

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場について

1 処分場経営者等の逮捕について

株式会社グリーンプラネット代表取締役ほか3名が、平成12年暮れから平成13年にかけて、宮城県知事の許可を受けず、産業廃棄物処理施設の規模を増設変更し、産業廃棄物の処理を行ったことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）15条の2の4（産業廃棄物処理施設の処理能力の無許可変更）違反容疑で平成16年1月14日に逮捕された。

県では、法に基づく立入検査やボーリング調査を実施し、許可区域外埋立と埋立許可容量の超過が推定できる結果となったことから、平成16年1月8日に事業者を廃棄物処理法違反で告発した。

2 ボーリング調査について

株式会社グリーンプラネットが設置している村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に埋め立てられた廃棄物の種類やボーリング孔から発生するガスなどについて調査を行うため、地元住民の立会いのもと、ボーリングを実施した。

- (1) 期 間 平成15年12月8日（月）～平成15年12月26日（金）
- (2) 箇所数 7箇所
- (3) 掘削深度 裏面参照
- (4) 今後の予定 平成16年3月中旬を目途にボーリング孔より採取した発生ガス等の試料の分析結果報告を受け、精査後公表する。

3 住民説明会について

ボーリングの結果、区域外埋立・埋立許可容量の超過が推定できる結果となったことの状況説明や地元住民団体からの要請に対する回答を行うため、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策本部長である加藤副知事が出席し、下記により住民説明会を開催した。

- (1) 日 時 平成16年1月18日（日）午後6時から
- (2) 場 所 村田町沼辺地区公民館
- (3) 出席者 地元住民 約80名

4 今後の対応について

今後は、現在行っているボーリング調査結果の取りまとめや地下水挙動調査をはじめとする各種調査を行い、処分場が周辺に与える影響を調べるとともに、不適正に埋め立てられた廃棄物の取扱いや処分場の廃止に至るまでの適切な維持管理方法を検討するため、地域の住民の代表の方を含めた委員会を設置する。

なお、覆土や浸出水処理池の汚泥除去の代執行を速やかに行うこととしている。